六石山一四四九の一五、字石切沢山乙一三七六、乙一三九一（次の図に示す部分に限る。）、字峠甲二一六七の一・甲二一六八・甲二一六九・甲二一七一・甲二一七四（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、甲二一七〇、字薄窪甲二三一五・甲二三一七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、甲二三一八、字梅ノ木沢山乙二三七〇・字口沢乙二三四の一・字川向甲二三二九・甲二三二一・甲二八二四の一・字上ノ山丁九三七の一・丁九三九・丁九五六・丁九五八・字新天丁八七の一・丁九一の三（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県南会津郡下郷町大字豊成字湯ノ口六五〇四、六五〇五、六五一九から六五二一まで、字頓平五七八七の一、五七九〇

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

〇農林水産省告示第二百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月三日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福井県坂井市丸岡町上竹田七三字椚木谷五から九まで、一一、一二の一、一二乙、一三の一、一三の二、一四の一から一四の五まで、一四の一三

二　保安林として指定された目的　水源の涵（かん）養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〇農林水産省告示第二百七十八号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第九条一項の規定に基づき、次のように特別母樹林の指定を解除するので、同条第四項において準用する同法第五条第一項の規定に基づき、公示する。

令和八年三月三日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

指定番号	指定年月日	指定採取源の種別	樹種	所在場所	解除本数	解除面積	解除の理由	所有者等の氏名又は名称及び住所
特四五―九	昭和四十六年三月三十日	特別母樹林	からまつ	長野県南佐久郡川上村大字秋山字西毛木場五一の二	三六八本	一四・〇六ヘクタール	指定理由が消滅したため	長野県南佐久郡川上村大字梓山一五六　秋山梓山両区代表　鷹野幸喜
特四五―四八	昭和四十六年三月三十日	特別母樹林	すぎ	和歌山県伊都郡高野町大字高野山五四八の一、五四八の二、五五三の一、五五三の二	七〇八本	五・〇ヘクタール	指定理由が消滅したため	和歌山県伊都郡高野町大字高野山一三二番地　宗教法人　金剛峯寺
特四五―五〇	昭和四十六年三月三十日	特別母樹林	すぎ	徳島県那賀郡那賀町木頭折宇字池野河山四の一	一九一本	九・八〇ヘクタール	指定理由が消滅したため	東京都港区東新橋一ー一〇ー一ー四二〇二　和田友良
特四五―五一	昭和四十六年三月三十日	特別母樹林	すぎ	徳島県海部郡海陽町平井字川又一八六	三二四本	九・六〇ヘクタール	指定理由が消滅したため	東京都千代田区丸の内二丁目七番二号　株式会社ＳＯＬ　ＡＢＬＥフォレスト
特四六―四	昭和四十七年三月二十九日	特別母樹林	すぎ	秋田県男鹿市北浦真山字水喰沢一六〇	七八三本	五・〇八ヘクタール	指定理由が消滅したため	秋田県男鹿市北浦真山字水喰沢九七　宗教法人　真山神社
特四六―一一	昭和四十七年三月二十九日	特別母樹林	すぎ	富山県富山市小原字中の瀬割一の一〜一の六、二の一〜二の六、三の一〜三の九	七〇九本	八・三六ヘクタール	指定理由が消滅したため	富山県富山市本郷町二ー一三　北野勤
特四六―一四	昭和四十七年三月二十九日	特別母樹林	すぎ	京都府綾部市故屋岡町字大内五、六	一八七本	一九・二ヘクタール	指定理由が消滅したため	大阪府大阪市中央区本町二丁目一番六号　堺筋本町センタービル八階　中江産業株式会社
特四六―一五	昭和四十七年三月二十九日	特別母樹林	すぎ	兵庫県佐用郡佐用町船越八七七、八七七の七、八七七の一五	一七本	三・五ヘクタール	指定理由が消滅したため	兵庫県佐用郡佐用町船越八七七　瑠璃寺
特四六―一八	昭和四十七年三月二十九日	特別母樹林	すぎ	兵庫県養父市八鹿町石原字妙見一七五五の六	五八本	三・七ヘクタール	指定理由が消滅したため	兵庫県養父市八鹿町石原一七五五ー六　名草神社